目　次

付属書 I　有害性物質及び混合物の分類並びに表示

1.　パート 1：分類及び表示のための一般的原則 1
1.0　定義 1
1.1.　物質及び混合物の分類 1
1.1.0.　この規則中の要件を満たすための協力 1
1.1.1.　専門家の判断及び証拠の重み法の役割並びに適用 2
1.1.2.　特定の濃度限界値、M-ファクター（M-factor）及び一般的なカットオフ値（generic cut-off value） 3
1.1.3.　試験データが完全な混合物について利用可能でない場合、その混合物の分類に対してのつなぎの原則（bridging principles） 4
1.2.　表示 6
1.2.1.　第 31 条により要求されるラベルの適用についての一般的規則 6
1.3.　特殊な場合に対するラベル要件からの適用免除 7
1.3.1.　可搬式ガスボンベ 7
1.3.2.　プロパン、ブタン又は液化石油ガス（LPG）に意図されたガス容器 7
1.3.3.　密封された噴霧装置を備え、アスピレーションハザードを呈するとして分類された物質及び混合物を入れたエアロゾル及び容器 7
1.3.4.　塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、エラストマーを含む混合物 7
1.3.5.　爆発性又は火工効果を得る考えで上市された爆発物 8
1.3.6.　金属腐食性であるが皮膚腐食性又は重篤な眼損傷性（カテゴリー1）ではないとして分類された物質又は混合物* 8
1.4.　代替化学名使用への要請 8
1.4.1.　第 24 条に基づく代替化学名使用への要請は以下の場合にのみ認められ得る 8
1.4.2.　フレグランス（fragrance）又はパフューム（perfume）産業のために意図された混合物に対しての化学名の選択 9
1.5.　表示及び包装材の要件からの免除 9
1.5.1.　第 31 条からの免除[（第 29 条(1)）] 9
1.5.2.　第 17 条からの免除[（第 29 条(2)）] 9
2.　パート 2：物理的ハザード 12
2.1.　爆発物（Explosives） 12
2.1.1.　定義 12
2.1.2.　分類クライテリア 12
2.1.3.　ハザード周知（Hazard Communication）* 14
2.1.4.　追加の分類考慮事項 16
2.2.　可燃性ガス（Flammable gases） 22
2.2.1.　定義 22

2.2.2. 分類クライテリア 22
2.2.3. ハザード周知* 22
*JETOC 注：表 2.2.3 が欧州委員会規則(EU) 2016/918 により修正された。 22
2.2.4. 追加の分類考慮事項 25
2.3. エアロゾル（Aerosols）* 25
2.3.1. 定義 26
2.3.2. 分類クライテリア 26
2.3.3. ハザード周知 30
2.3.4. 追加の分類考慮事項 30
2.4. 酸化性ガス（Oxidising gases） 31
2.4.1. 定義 31
2.4.2. 分類クライテリア 31
2.4.3. ハザード周知 31
2.4.4. 追加の分類考慮事項 32
2.5. 高圧ガス（Gases under pressure） 32
2.5.1. 定義 32
2.5.2. 分類クライテリア 32
2.5.3. ハザード周知* 32
*JETOC 注：表 2.5.2 が欧州委員会規則(EU) 2016/918 により修正された。 32
2.5.4. 追加の分類考慮事項 33
2.6. 可燃性液体（Flammable liquids） 33
2.6.1. 定義 33
2.6.2. 分類クライテリア 33
2.6.3. ハザード周知 34
2.6.4. 追加の分類考慮事項 34
2.7. 可燃性固体（Flammable solids） 36
2.7.1. 定義 36
2.7.2. 分類クライテリア 36
2.7.3. ハザード周知 37
2.8. 自己反応性物質及び混合物（Self-reactive substances and mixtures）* 38
2.8.1. 定義 38
2.8.2. 分類クライテリア 38
2.8.3. ハザード周知 40
2.8.4. 追加の分類考慮事項 40
2.9. 自然発火性液体（Pyrophoric liquids） 43
2.9.1. 定義 43
2.9.2. 分類クライテリア 43
2.9.3. ハザード周知* 43
2.9.4. 追加の分類考慮事項 44
2.10. 自然発火性固体（Pyrophoric solids） 44

2.10.1. 定義 44
2.10.2. 分類クライテリア 44
2.10.3. ハザード周知* 44
2.10.4. 追加の分類考慮事項 45
2.11. 自己発熱性物質及び混合物（Self-heating substances and mixtures） 45
2.11.1. 定義 45
2.11.2. 分類クライテリア 45
2.11.3. ハザード周知* 46
2.11.4. 追加の分類考慮事項 47
2.12. 水と接触して可燃性ガスを排出する物質及び混合物（Substances and mixtures which in contact with water emit flammable gases） 49
2.12.1. 定義 49
2.12.2. 分類クライテリア 49
2.12.3. ハザード周知* 49
*JETOC 注：表 2.12.2 が欧州委員会規則(EU) 2016/918 により修正された。 49
2.12.4. 追加の分類考慮事項 50
2.13. 酸化性液体（Oxidising liquids） 50
2.13.1. 定義 50
2.13.2. 分類クライテリア 50
2.13.3. ハザード周知* 51
*JETOC 注：表 2.13.2 が欧州委員会規則(EU) 2016/918 により修正された。 51
ラベル要素は、表 2.13.2 に従って、このハザードクラスの分類クライテリアを満たす物質又は混合物に対して使用されなければならない。 51
2.13.4. 追加の分類考慮事項 51
2.14. 酸化性固体（Oxidising solids）* 52
2.14.1. 定義 52
2.14.2. 分類クライテリア 52
2.14.3. ハザード周知 53
ラベル要素は、表 2.14.2 に従って、このハザードクラスの分類クライテリアを満たす物質又は混合物に対して使用されなければならない。 53
2.14.4. 追加の分類考慮事項 54
2.15. 有機過酸化物（Organic peroxides）* 54
2.15.1. 定義 54
2.15.2. 分類クライテリア 55
2.15.3. ハザード周知 57
2.15.4. 追加の分類考慮事項 57
2.16. 金属腐食性（Corrosive to metals） 60
2.16.1. 定義 60
2.16.2. 分類クライテリア 60
2.16.3. ハザード周知 60

2.16.4. 追加の分類考慮事項 61
3. パート３：健康ハザード 62
3.1. 急性毒性(Acute toxicity) 62
3.1.1. 定義 62
3.1.2. 急性毒性としての分類のクライテリア 62
3.1.3. 急性毒性としての混合物の分類のためのクライテリア 64
3.1.4. ハザード周知 68
3.2. 皮膚腐食性／刺激性（Skin corrosion/irritation）* 70
3.2.1. 定義及び一般的考慮事項 70
3.2.2. 物質の分類クライテリア 70
3.2.3. 混合物の分類クライテリア 73
3.2.4. ハザード周知 75
3.3. 重篤な眼損傷性／眼刺激性（Serious eye damage / eye irritation）* 76
3.3.1. 定義及び一般的考慮事項 76
3.3.2. 物質の分類クライテリア 76
3.3.3. 混合物の分類クライテリア 79
3.3.4. ハザード周知 81
3.4. 呼吸器感作性又は皮膚感作性（Respiratory or skin sensitisation） 82
3.4.1. 定義と一般的考慮事項 82
3.4.2. 物質の分類クライテリア 82
3.4.3. 混合物の分類クライテリア 88
3.4.4. ハザード周知 89
3.5. 生殖細胞変異原性（Germ cell mutagenicity） 90
3.5.1. 定義と一般的考慮事項 90
3.5.2. 物質の分類クライテリア 90
3.5.3. 混合物の分類クライテリア 92
3.5.4. ハザード周知 93
3.5.5. 追加の分類考慮事項 94
3.6. 発がん性（Carcinogenicity） 94
3.6.1. 定義 94
3.6.2. 物質の分類クライテリア 94
3.6.3. 混合物の分類クライテリア 97
3.6.4. ハザード周知 98
3.7. 生殖毒性（Reproductive toxicity） 99
3.7.1. 定義と一般的考慮事項 99
3.7.2. 物質の分類クライテリア 100
3.7.3. 混合物の分類クライテリア 106
3.7.4. ハザード周知 107
3.8. 特定標的臓器毒性－単回ばく露（Specific target organ toxicity - single exposure） 108
3.8.1. 定義と一般的考慮事項 108

3.8.2. 物質の分類クライテリア 110
3.8.3. 混合物の分類クライテリア 114
3.8.4. ハザード周知 115
3.9. 特定標的臓器毒性－反復ばく露（Specific target organ toxicity - repeated exposure） 116
3.9.1. 定義と一般的考慮事項 116
3.9.2. 物質の分類クライテリア 116
3.9.3. 混合物の分類クライテリア 121
3.9.4. ハザード周知 122
3.10. アスピレーションハザード（Aspiration hazard） 123
3.10.1. 定義及び一般的考慮事項 123
3.10.2. 物質の分類クライテリア 124
3.10.3. 混合物の分類 125
3.10.4. ハザード周知 125
4. パート 4：環境ハザード 126
4.1. 水生環境有害性（Hazardous to the aquatic environment） 126
4.1.1. 定義及び一般的考察 126
4.1.2. 物質の分類クライテリア 127
4.1.3. 混合物の分類クライテリア 133
4.1.4. ハザード周知 140
*JETOC 注：欧州委員会規則(EU) 2016/918 により修正された。 141
5. パート 5： 追加のハザードクラス 142
5.1. オゾン層有害性（Hazardous to the ozone layer） 142
5.1.1. 定義及び一般的考察 142
5.1.2. 物質の分類クライテリア 142
5.1.3. 混合物の分類クライテリア 142
5.1.4. ハザード周知 142
1 パート 1：補足ハザード情報 144
1.1. 物理的性質 144
1.1.1. EUH001 -「乾燥すると爆発性」 144
1.1.2. （削除） 144
1.1.3. EUH014 –「水と激しく反応する」 144
1.1.4. EUH018 -「使用中に可燃性／爆発性の蒸気－空気混合物を生成するおそれがある」 144
1.1.5. EUH019 -「爆発性の過酸化物を生成するおそれがある」 145
1.1.6. EUH044 –「密閉下で加熱された場合爆発のリスク」 145
1.2. 健康性質 145
1.2.1. EUH029 -「水と接触すると毒性ガスを放出する」 145
1.2.2. EUH031 -「酸と接触すると毒性ガスを放出する」 145
1.2.3. EUH032 -「酸と接触すると猛毒性ガスを放出する」 145
1.2.4. EUH066 -「繰返しのばく露が皮膚の乾燥又はひび割れを引き起こすおそれがある」 145
1.2.5. EUH070 –「眼接触により毒性」 145

1.2.6. EUH071 –「気道腐食性」 146
2. パート 2：ある種の混合物の補足ラベル要素につての特別規則 146
2.1. 鉛含有混合物 146
2.2. シアノアクリラート類含有混合物 146
2.3. セメント及びセメント混合物 146
2.4. イソシアナート類含有混合物 147
2.5. 平均分子量が ≤ 700 のエポキシ成分含有混合物 147
2.6. 一般公衆に販売される活性塩素を含有する混合物 147
2.7. カドミウム（合金）を含有し、ろう付け又ははんだ付けに使用されることを意図された混合物 147
2.8. 1 以上の感作性物質を含有する混合物 147
2.9. ハロゲン化炭化水素含有液体混合物 148
2.10. 一般公衆向けに意図されていない混合物 148
EUH210 -「要請すれば安全性データシートが利用可能。」 148
2.11. エアロゾル 148
3. パート 3：包装に関する特別規則 149
3.1. 子供には開けられない留め具（child-resistant fastenings）に関する規定 149
3.1.1. 子供には開けられない留め具が取り付けられるべき包装材 149
3.1.2. 再密閉できる包装 149
3.1.3. 再密閉できない包装 149
3.1.4. 注 149
3.2. 触知できる警告（Tactile warnings） 150
3.2.1. 触知できる警告が取り付けられるべき包装材 150
3.2.2. 触知できる警告に関する規定 150
3.3. 1 回だけの使用のための溶解性包装材中の液体消費者洗濯洗剤* 150
3.3.1. 1 回だけの使用のために溶解性包装材に入れられる液体消費者洗濯洗剤は、外部包装材に入れられなければならない。その外部包装材は、section 3.3.2 の要件を満たさなければならず、その液体消費者洗濯洗剤は、section 3.3.3 の要件を満たさなければならない。 151
3.3.2. 外部包装材は： 151
3.3.3. 溶解性包装材は： 151
4. パート 4：植物保護製品の表示についての特別規則 151
5. パート 5：第 29 条(3)が適用される有害性物質及び混合物のリスト 151